

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成２９年８月１日現在における兵庫県淡路市の行政区域とし、概ねの面積は１万８千ヘクタール程度である。ただし、本促進区域は、以下の地域を除くものとする。

- ・自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）に規定する国立公園・国定公園
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）に規定する鳥獣保護区
- ・環境の保全と創造に関する条例（平成７年兵庫県条例第２８号）に規定する指定地（自然環境保全地域、環境緑地保全地域及び郷土記念物）
- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観
- ・環境省「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定された湿地
- ・環境省が自然環境保全調査で選定した特定植物群落

（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

兵庫県の南部に位置する淡路市は、三方を海に囲まれ島全体の北部から中部に位置し、平成１７年４月１日に５町（津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町）が合併して誕生した市である。北に明石海峡、東に大阪湾、西に播磨灘を臨み、総面積１８４．２８㎢で、淡路島全体（５９５．８４㎢）の約３割を占め、日本最初の国立公園として瀬戸内海国立公園に指定された景勝地であり、絵島、成ヶ島等の美しい島影と海岸線や緑豊かな自然環境に恵まれている。

気候条件についても、比較的温暖であり、豊富な日照量を生かした太陽光発電施設等が多数整備されており、多様な再生可能エネルギーの導入と促進が図られている。また、中山間地域の特性を活かした繁殖和牛の飼育や花卉栽培等の農畜産業が盛んに行われ、漁業では、四季折々の新鮮な魚の漁獲に加え、冬季には海苔やワカメの養殖等が行われている。

また、兵庫県と淡路島内３市では、国の地域活性化総合特区「あわじ環境未来島特区」の指定を受け、恵まれた地理的条件と高い食料自給率、さらには温暖な気候と阪神間との近接性などを地域の強みとして「エネルギーの持続」・「農と食の持続」・「暮らしの持続」を構想実現の３本柱に「持続する環境の島」を目指して取り組んでいる。

また、淡路市では淡路花博ジャパンフローラ２０００の開催跡地である「夢舞台サステイナブル・パーク」（全２３．７ヘクタール）において、平成２６年度に道路及び上下水道等におけるライフラインの地中化を図り、コンパクトシティーをコンセプトに、安全・安心に暮らすことができる「職住一体化」という新しいまちづくりを推進している。

（産業の状況）

市内総生産額は、平成26年度では1,332億円で、基幹産業である第1次産業は5.59%と低く、第2次産業21.68%・第3次産業71.78%と製造業やサービス業・不動産業が主力となっている。

また、付加価値額では、全産業41,799百万円のうち、製造業は9,340百万円で全体の23%を占めている。

製造業においては、淡路市の東海岸に位置する兵庫県企業庁の産業用地である淡路津名地区産業用地（志筑地区、生穂地区、佐野地区）に大阪ベイエリアの一部を担う港湾施設（津名港）を有していることから、阪神間等との近接性、人材確保、交通アクセス等における利便性の良さから、阪神工業地帯との連携が可能であり、BCP(Business Continue Plan)の観点からも同工業地帯のリスク拡散のための産業集積が可能である。

また、生穂地区においては、平成24年度に淡路市が事業用地下水源を整備したことに加え、公共施設である水深7.5mの岸壁が1バース、水深5.5mの岸壁が2バース整備されていることから、海上運送が可能であり、陸上輸送が非効率な重厚長大な電気・金属・機械加工等の分野においても立地が可能であるなど、多種多様な同工業地帯の分工場の立地に適している。

（インフラの整備状況）

淡路市は、中央部を縦断する尾根により、東海岸、西海岸に分断されている地形ではあるものの、本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道が鉄軌道の役割を持ち、阪神圏へは1時間以内、関西国際空港へは1時間30分以内で結ぶ市内の4つのインターチェンジ（淡路インターチェンジ、東浦インターチェンジ、北淡インターチェンジ、津名一宮インターチェンジ）へは、市内のどこからでも10分以内でアクセスできる利便性を兼ね備えており、阪神間からも通勤通学が可能な圏内にある。

（人口分布の状況等）

淡路市の世帯数は、17,451世帯（平成27年国勢調査）で前回調査時と比較して微増となっているが、総人口では43,977人であり前回調査から2,482人が減少し、高齢化率においても県下で5番目に高く、今後、高齢者等への健康生活を支援する産業への期待が高まっている。

淡路島内3市への阪神間からの通勤・通学先では、淡路市へ1,082人で全体の57.2%を占め、阪神間から見て淡路市は通勤等しやすい環境にあることがわかる。逆に、淡路島内3市それぞれから阪神間への通勤・通学についても、淡路市からは2,088人で全体の62.6%となっており、淡路市が通勤や通学の圏内において、阪神間との結びつきが強いことがこれらの数字からも読み取れる（平成27年度国勢調査）。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

全産業の付加価値額41,799百万円のうち、製造業は9,340百万円で全体の23%を占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。これらを踏まえ、兵庫県、淡路市では、地域に根ざした産業を活用したものづくりを支援すると同時に、国の地域活性化総合特区「あわじ環境未来島特区」の指定（平成23年12月）による環境・グリーンエネルギー関連産業をはじめとした環境循環型・環境配慮型の企業立地の促進と、津名地区等での先端技術産業の集積を背景に、成長性の高い新事業への参入を支援する。

また、農産物及び水産加工品等の地域の特産品を活かした産業の販路拡大を進めるとともに、健康生活を支援するヘルスケア産業の集積を活用し、経済波及効果の増加と地域雇用の拡大、更には新たな産業の創出と育成を図る。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり4,837万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を15件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で11億円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規企業立地件数と、促進区域における新規雇用創出数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	—	1,100百万円	—

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	15件	—
促進区域における新規雇用創出数	—	200人	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施による付加価値増加分が4,837万円(兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成24年)))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域内に所在する事業者間での取引額が開始年度で1%増加すること
- ②促進区域内に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%増加すること
- ③促進区域内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%増加すること
- ④促進区域内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

なし

(2) 区域設定の理由

なし

(3) (重点促進市町村による)工場立地特例対象区域の設定

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①淡路市内における大規模発電施設等のインフラを活用した環境・エネルギー分野
- ②淡路市内の花弁や和牛、海苔等の特産物を活用した農林水産分野
- ③淡路市内における健康生活関連産業の集積を活用したヘルスケア分野
- ④淡路市内における機械器具関連製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ①淡路市内における大規模発電施設等のインフラを活用した環境・エネルギー分野

淡路市では、温暖な気候や風況に恵まれた地域特性を生かし、自然エネルギー（太陽光発電、風力発電等）の導入促進によるエネルギー利用が盛んに行われている。太陽光発電施設では、淡路島内で36か所の大規模発電施設（約1メガワット以上）が立地し、総出力は約130メガワットに上る。このうち、淡路市では16か所、総出力は約100メガワットであり、これは淡路島内の77%、兵庫県内では29%を占めている。

一方、風力発電では、淡路市北部の山間部に関西電力等が出力12メガワットの風力発電設備6基を設置し、平成25年2月から営業運転を開始しているが、これは兵庫県内の風力発電量の23%を占めている。

このように、自然エネルギーに係るインフラ整備により、エネルギーの維持を目的とした再生可能エネルギーによる電力自給率は、平成26年の22%から平成28年の29.7%に向上している。

また、兵庫県企業庁産業用地の淡路津名地区（生穂地区）には、環境関連産業向けのインセンティブの充実により東洋合成工業㈱が立地し、環境・グリーンエネルギー関連産業を担うリチウムイオン電池の材料となる電解液やイオン溶液を製造しており、今後は、バッテリーベイの一翼を担う企業として、関連企業の立地が見込まれる。

なお、兵庫県と淡路島内3市（淡路市・洲本市・南あわじ市）では、国の地域活性化総合特区「あわじ環境未来島特区」の（平成23年12月指定、平成28年3月変更認定）指定を受け、持続可能な地域づくりを目指す「あわじ環境未来島構想」を基に、人口減少、経済縮小等の課題に直面する淡路島で、恵まれた地域資源を生かして新しい地域振興モデルを創るため、住民、地域団体、NPO、企業等と協働して、持続可能な地域づくりを推進している。

今後、環境・グリーンエネルギー関連産業をはじめとした環境循環型・環境配慮型の企業による地域経済牽引事業を支援し、淡路市内において豊かな地域資源を最大限に活用した地域活性化を図る。

- ②淡路市内の花弁や和牛、海苔等の特産物を活用した農林水産分野

淡路市の地形では、急傾斜地が多い北部と比較的平地の多い南部に分けられ、各地域で地域性を生かした多様な農業生産が行われている。また、東部を中心とする温暖な気候条

件を利用したカーネーション・ストック・きんせんか等の花卉栽培は、県内生産量の90%以上を占めている。また、中山間地域という条件から、市内全域で繁殖和牛の飼育が盛んに行われ、淡路市内での農業部門の販売金額の27.9%を肉用牛が占め1位となっており、一大生産地として、成育後に「神戸ビーフ」、「松阪牛」等のブランドビーフとなる仔牛の供給も行っている。

一方、大阪湾と瀬戸内海に臨む本市は、その2つの海域で9つの漁業協同組合が特徴に応じた漁業を営んでおり、しらす・イカナゴ・タコ・スズキ等の生産数は10,196トン（平成28年漁獲量）で、特に海苔の養殖では、生産量全国2位である兵庫県において、淡路市は、県下2位の23%の生産量を占めており、北淡、岩屋地区を中心に海苔・くぎ煮の水産物加工の食料品製造業が集積している。

また、漁業と商工業の連携も行っている。具体例としては、淡路島産の「生しらす」を使った「生しらす丼」をブランド化するもので、漁業協同組合、水産会社、観光事業者等を構成員とする「北淡路ブランド協会」を介して、漁業協同組合と淡路市商工会、淡路島観光協会等が連携を図りながら商品開発に取り組んでいる。

兵庫県及び淡路市では、農林漁業者と他分野の事業者や研究機関等との産官学連携による共同研究への補助や農水産物直売所についての調査事業、また優良和牛の増頭促進に向けた繁殖用雌牛の飼育に対する助成（平成29年度当初予算で計69,105千円）などの施策を実施している。このように農林水産分野の特産物を活かした製品・技術・研究開発・販路開拓・売上向上を目指す地域経済牽引事業を積極的に支援することで、本市の農林水産分野の付加価値の向上を図る。

③淡路市内における健康生活関連産業の集積を活用したヘルスケア分野

平成18年、関西看護医療大学は、本市との公私協力体制のもと、開学し、さらに平成25年には大学院を開設して、健康・医療・看護を中心とした研究と人材育成を実践している。

本市においては、人口の減少と少子高齢化により高齢化率が36.7%（平成28年2月時点）に達するなど高齢化が進んでおり、また医療・福祉に関する事業所数も、平成21年と平成26年を比較すると約12%増加している。これは、介護サービス事業所等の増加によるもので、淡路市内では津名地区を中心に77事業所（平成29年4月）が集積している。

そのため、特に高齢化に伴う老後の生活を支える医療・福祉分野には日常的に必要な迫られた需要が増加傾向にあり、医療・福祉分野等のヘルスケア産業は、ますます重要な産業となっていると言える。

このような状況において、本大学と市内の企業は、産学連携によるフットケア商品の共同開発に取り組んでいるほか、淡路市の伝統工業である線香の製造において、市内の関連企業14社は、アロマセラピーの効果を取り入れた線香商品の開発と販売を実施している。

淡路市では、健康生活を支援する産業の需要に対応するため、本大学を中心とした産学連携による研究成果の事業化や、高齢者等がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケ

アシシステムの整備を進めるとともに、「淡路市高齢者保健福祉計画」及び「淡路市介護保険事業計画」に基づく高齢者福祉の充実について支援し、ヘルスケア産業の付加価値の向上を促進する。

④淡路市内における機械器具関連製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

淡路市では、製造業の付加価値額 9,340 百万円のうち、機械器具関連製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、はん用機械器具製造業等）は 40.9%（全国 20.9%、兵庫県 21.7%）、食料品製造業等が 21.5%（全国 9.5%、兵庫県 10.4%）、その他の製造業が 13.3%（全国 2%、兵庫県 1.5%）を占めており、いずれも全国及び兵庫県における比率を大きく上回っている。

機械器具関連製造業においては、本市にはリチウムイオン二次電池等を製造するパナソニックオートモーティブ&インダストリアルシステムズ社のグループ企業である三洋エナジー南淡株式会社、三洋エナジー東浦株式会社や航空機産業において精密部品加工を行うミツ精機株式会社（平成 28 年度「ひょうごオンリーワン企業」に選定）等が立地している。リチウムイオン二次電池は、世界市場では 2021 年に 4 兆円を突破すると予測されており、また航空機産業は今後 20 年間で民間機市場が倍増すると予想されるなど、いずれも今後の成長が見込める分野であるため、これらの企業やその関連企業において、今後の事業拡大、産業集積の強化等により、本市の製造業を牽引することが期待される。

食料品製造業では、岩屋地区、北淡地区において、海苔・くぎ煮工場をはじめとする水産物加工業が最も多く 45 社（淡路市全体 95 社）が集積し、淡路市の特産品である「イカナゴのくぎ煮」や「生しらす井」など、淡路市ならではの食文化を生かした食の安全とブランドを魅力にした食品を製造販売している。

その他製造業に分類される線香の加工製造業は、平成 17 年度、中小企業庁「JAPAN ブランド育成支援事業」に「～K o s a i A r o m a ～香りの文化を演出し「あわじ島の香司」ブランドの確立」が認定され、世界に通用するブランド力の確立を目指す取り組みが行われている。

成長ものづくり分野での稼ぐ力を向上させるため、兵庫県、淡路市は、連携して兵庫県産業立地条例に定める本社機能立地支援制度を活用し、産業の集積を促進している（なおこの制度を活用して、現在、食品・医薬品・化粧品製造に用いる高速攪拌機器を製造するプライミクス株式会社が淡路市産業用地「淡路市夢舞台サステイナブル・パーク」に立地している）。また、淡路市では、独自に企業立地奨励金、ふるさと回帰促進支援事業補助、就労促進支援事業補助、インターンシップマッチング就労者支援事業補助といった支援策を整備し、これら製造業等を中心とした企業の更なる技術の高度化や工場拡張、または、企業の立地の促進等を図っている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①淡路市企業立地促進条例

・立地奨励金

事業者に対し、賦課徴収した固定資産税（事業所の拡張の場合は増加分）を限度として、交付する。

・雇用奨励金

事業者に対し、雇用した従業員1人につき1回限り10万円を乗じて得た額を交付する。ただし、雇用奨励金の額は、1,000万円を限度とする。

・明石海峡大橋及び大鳴門橋通行料並びに水道使用料に対する助成金

事業者が申告納付した法人市民税を限度として、交付する。

・下水道使用料に対する助成金

事業者が当該事業を開始した日以後に使用した下水道使用料（事業所の拡張の場合は増加分）1立方メートルにつき50円を乗じて得た額を交付する。ただし、下水道使用料に対する助成金の額は、500万円を限度とする。

②地方創生関係施策

平成30年度以降、地方創生推進交付金を活用し、①淡路市内における大規模発電施設等のインフラを活用した環境・エネルギー分野、②淡路市内の花弁や和牛、海苔等の特産物を活用した農林水産分野、③淡路市内における健康生活関連産業の集積を活用したヘルスケア分野、④淡路市内における機械器具関連製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①オープンデータの推進

進化するICTを様々な分野で活用し、行政サービスの利便向上と地域の活性化を図るため、行政や公的機関などが業務で蓄積した情報のオープンデータ化に関する取り組みを進める。

②非識別加工情報の提供

民間事業者に非識別加工情報を提供する仕組みを検討する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

淡路市企画政策部企業誘致推進課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を

設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、部内で協議の上、対応を検討する。併せて、兵庫県産業労働部内に事業者の抱える課題解決のため相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

兵庫県企業庁及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による本市PR活動に努める。

②兵庫県企業庁等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進

本市企業立地奨励制度における支援策の他、県企業庁等が独自で実施している企業誘致インセンティブについて、様々な機会を捉えてPRするとともに、最大限に活用した誘致活動を展開する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30年度から 令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①企業立地促進条例の改正	3月議会に条例案提出・審議	運用	運用
②地方創生推進交付金の活用	—	検討	検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①オープンデータ推進	二次利用可能データの抽出	データ提供の整備～提供（運用）	データ提供（運用）
②非識別加工情報提供	導入時期検討	データ提供の検討・整備	データ提供の検討・整備～運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口での対応	随時	随時	随時
【その他】			
①企業誘致活動	随時	随時	随時
②県企業庁等インセンティブ活用による立地促進活動	随時	随時	随時

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置するひょうご産

業活性化センター、県立工業技術センター、淡路市商工会など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、淡路市及び兵庫県では、これらの支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

②兵庫県立工業技術センター

県立工業技術センターにおいては、中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、技術相談や技術研究開発支援、技術者育成等に取り組んでいる。

当センターではこうした取り組みを積極的に進めるため、保有する機器の利用を企業に開放し、企業の技術者が機器を操作して分析、評価を行うことで問題解決や新製品の開発を支援する。

保有機器の開放以外にも、中小企業の技術開発ニーズに加え、兵庫県の基盤産業の基盤的技術ニーズに対応した企業、大学等との連携により、プロジェクト型の技術開発を支援する。

③兵庫県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校

県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校においては、ものづくりの基盤技術分野を支える新たな人材を育成するための実践的なカリキュラム（資格取得・技能検定・技術向上のための訓練、現場人材のためのものづくり基礎理論・学科研修、企業等の中堅技術者間の交流講座等）を実施し、技術・技能の継承やものづくり現場を支える人材育成・供給などを支援。

④淡路地域人材確保協議会

淡路地域人材確保協議会（構成団体：淡路市、兵庫県、洲本公共職業安定所、洲本市、

南あわじ市、淡路市商工会、洲本商工会議所、南あわじ市商工会等）を設置し、求人情報の発信、企業面談会の開催等、U・I・J ターン就職希望者に対するタイムリーな情報提供を実施することで淡路地域における人材確保の面での支援を行っている。

⑤淡路市商工会

淡路市商工会では、既存産業の高度化や経営革新に向けたセミナーの開催、経営革新・経営改善・経営向上に意欲のある中小企業に対して経営専門家を派遣するなどの事業に取り組んでいる。

また、金融個別相談や経営改善資金制度講習会を開催するなど、金融対策事業にも取り組むなど、市内中小企業にとって身近な相談窓口として支援している。

⑥関西看護医療大学

関西看護医療大学では、兵庫県及び淡路島内における「保健・医療・福祉の充実に貢献しうる医療人の育成」を目的に、淡路市を中心とした地域密着型の看護教育・研究の重要拠点として、優秀な看護専門職を養成している。また、同大学に設置されている看護診断研究センターでは、看護診断と看護治療に関する調査研究を行っており、企業等との連携による看護等医療に係る製品開発を支援している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との対話のもとに、まちづくりを推進する。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

(2) 安全な住民生活の保全

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保す

る。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、産業団地の整備等に当たっては、道路等への街灯の設置、進出企業の要望を受けた歩行者専用道路の設置等を行うほか、所轄の警察署と協議を行い、歩行者が安全に通行できるように、歩道の設置、信号機の設置、駐車禁止対策等の防犯対策を早期に進める。

なお、企業立地にあたって、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等があり、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図っている。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携をはかりながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく

〔地域犯罪防止力の向上〕

本市では、地域における犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

（３）その他

①PDCA体制の整備等

淡路市地域経済牽引事業評価検討会（仮称）を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを年１回実施し、効果の検証と事業見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下、「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）